

新型コロナウイルス  
感染症対策

# 新しい生活様式



あなたと、あなたの大切な人を守るため、新たなライフスタイルを実践しましょう。 焼きスパマン

|  |   |                                      |
|--|---|--------------------------------------|
| <p>できる限り<br/>2m (最低1m) 空けよう</p>                              | <p>マスクを着用しよう</p>                                      | <p>手洗いを<br/>しよう</p>                  |
| <p>3密を回避しよう</p> <p>密閉<br/>密集<br/>密接</p>                      | <p>通販も<br/>利用しよう</p> <p>のおがた<br/>オンライン<br/>ショッピング</p> | <p>レジに並ぶとき<br/>前後に距離をとろう</p>         |
| <p>持ち帰りや<br/>デリバリーも<br/>利用しよう</p> <p>DELIVERY<br/>NOGATA</p> | <p>食事は横並びで座ろう</p>                                     | <p>公共交通機関は<br/>混んでる時間帯を<br/>避けよう</p> |
| <p>会議はオンラインを<br/>活用しよう</p>                                   | <p>公園はすいた<br/>時間・場所を<br/>選ぼう</p>                      | <p>不確かな情報に<br/>惑わされないように<br/>しよう</p> |

上記は一例です。

## 暑い日は熱中症にも気をつけよう!

特に高齢者、子ども、障がい者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。

### ① 暑さを避けよう

- 換気しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整する。
- 暑い日や時間帯は無理をしない。

### ② 適宜マスクをはずそう

- 気温・湿度の高いときは注意する。
- 屋外で人との十分な距離を確保できる場合は、マスクをはずす。

### ③ こまめに水分補給しよう

### ④ 日頃から健康管理をしよう

### ⑤ 暑さに備えた体作りをしよう

## 市税・保険料等のお支払いを、**減免**等します

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少するなどの状況が生じた際は、市税や保険料等のお支払いについて、減免等を受けることができます場合があります。

### 国民健康保険税

減免

**対象** 次のいずれかに該当する世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者※が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者※の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する世帯
  - ・事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の3割以上であること
  - ・前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
  - ・減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※主たる生計維持者とは、原則、世帯主になります。

**減免額**

対象①に該当する世帯…全額を免除

対象②に該当する世帯…一部を減免（減免額は、所得金額等によって異なります。詳しくはお問い合わせください）

**対象期間** 令和元年度…第8～9期分 令和2年度…全部

※令和2年2月1日～令和3年3月31日の間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は年金支払日）が設定されているもの

※令和2年度の保険税の減免は、納税通知書発送（7月中旬）後の申請受付となります。

**必要なもの**

対象①に該当する世帯…国民健康保険税減免申請書（年度毎に1枚）、医師の診断書など  
対象②に該当する世帯…国民健康保険税減免申請書（年度毎に1枚）、令和元年・2年の収入状況（月毎）が確認できるもの（確定申告書、帳簿、給与明細書など）、事業等を廃止した場合はその事実が確認できるもの

<申請・問い合わせ>税務課市民税保険税係 (TEL 25-2141) (FAX 25-2119)

### 介護保険料

減免

**対象** 次のいずれかに該当する第1号被保険者（65歳以上の人）

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者※が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者※の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する第1号被保険者
  - ・事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の3割以上であること
  - ・減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※主たる生計維持者とは、原則、世帯主になります。

**減免額**

対象①に該当する第1号被保険者…全額を免除

対象②に該当する第1号被保険者…一部を減免（減免額は、所得金額等によって異なります。詳しくはお問い合わせください）

**対象期間** 令和元年度…第8～9期分 令和2年度…全部

※令和2年2月1日～令和3年3月31日の間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は年金支払日）が設定されているもの

※令和2年度の保険料の減免は、納付通知書発送（7月中旬）後の申請受付となります。

**必要なもの**

対象①に該当する世帯…介護保険料減免申請書（年度毎に1枚）、医師の診断書など  
対象②に該当する世帯…介護保険料減免申請書（年度毎に1枚）、令和元年・2年の収入状況（月毎）が確認できるもの（確定申告書、帳簿、給与明細書など）、事業等を廃止した場合はその事実が確認できるもの

<申請・問い合わせ>保険課高齢者保険料係 (TEL 25-2116) (FAX 29-9843)